



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 8 月 10 日（月曜日）号外 第 32 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……（福祉保健課） 1

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（備付書類） 第2条 〔略〕 2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。 （1） <u>相談記録票</u>（別記様式第5号） （2） 〔略〕 （3） <u>生活保護新規申請受理簿</u>（別記様式第6号） （4）～（7） 〔略〕 （保護決定通知書等） 第4条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、<u>保護（変更）決定通知書</u>（別記様式第15号）、<u>保護停止（廃止）決定通知書</u>（別記様式第15号の2）又は<u>保護申請却下決定通知書</u>（別記様式第16号）によるものとする。 （検診命令等） 第7条 〔略〕 2 福祉事務所長は、検診を命じたときは、当該命令により指定した医療機関に、<u>検診依頼書</u>（別記様式第20号）、<u>検診書</u>（別記様式第21号）及び<u>検診料請求書</u>（別記様式第22号）を送付しなければならない。 （扶養照会書等） 第10条 福祉事務所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、<u>扶養照会書</u>（別記様式第25号）によるものとする。 2・3 〔略〕 （保護金品の支給方法等） 第11条 福祉事務所長は、法第19条第7項第3号の規定により保護	（備付書類） 第2条 〔略〕 2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。 （1） <u>面接記録票</u>（別記様式第5号） （2） 〔略〕 （3） <u>保護申請書受理簿</u>（別記様式第6号） （4）～（7） 〔略〕 （保護決定通知書等） 第4条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、<u>保護開始（変更・再開）決定通知書</u>（別記様式第15号）、<u>保護停止（廃止）決定通知書</u>（別記様式第15号の2）又は<u>保護申請却下通知書</u>（別記様式第16号）によるものとする。 （検診命令等） 第7条 〔略〕 2 福祉事務所長は、検診を命じたときは、当該命令により指定した医療機関に、<u>被（要）保護者の検診について（依頼）</u>（別記様式第20号）、<u>検診書</u>（別記様式第21号）及び<u>検診料請求書</u>（別記様式第22号）を送付しなければならない。 （扶養義務の照会等） 第10条 福祉事務所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、<u>生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）</u>（別記様式第25号）によるものとする。 2・3 〔略〕 （保護金品の支給方法等） 第11条 福祉事務所長は、法第19条第7項第3号の規定により保護

金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し生活保護費支給明細書（別記様式第26号）1部を送付するとともに、交付に要する資金を前渡ししなければならない。

（就労自立給付金支給申請書）

第19条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金支給申請書（別記様式第40号）によるものとする。

（就労自立給付金支給等の決定調書）

第20条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は不支給を決定するときは、就労自立給付金支給（不支給）決定調書（別紙様式第41号）によるものとする。

（就労自立給付金支給等の決定通知書）

第21条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は不支給を決定したときは、就労自立給付金支給（不支給）決定通知書（別記様式第42号）により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金支給申請書）

第22条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金支給申請書（別記様式第43号）によるものとする。

（進学・就職準備給付金支給等の決定調書）

第23条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書（別記様式第44号）によるものとする。

（費用の返還）

第26条 福祉事務所長は、法第63条の規定により費用の返還を命ずるときは、費用返還命令書（別記様式第47号）によるものとする。

（費用等の徴収）

第27条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書（別記様式第48号）、法第77条の2の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書（別記様式第49号）、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは費用徴収決定通知書（別記様式第50号）によるものとする。

金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し生活保護費支給内訳書（別記様式第26号）1部を送付するとともに、交付に要する資金を前渡ししなければならない。

（就労自立給付金申請書）

第19条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書（別記様式第40号）によるものとする。

（就労自立給付金支給の決定調書）

第20条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金決定調書（別紙様式第41号）によるものとする。

（就労自立給付金支給の決定通知書等）

第21条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（別記様式第42号）により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、省令第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請を却下するときは、就労自立給付金申請却下通知書（別記様式第42号の2）により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金申請書）

第22条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書（別記様式第43号）によるものとする。

（進学・就職準備給付金支給等の決定調書）

第23条 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学・就職準備給付金決定調書（別記様式第44号）によるものとする。

（費用の返還）

第26条 福祉事務所長は、法第63条の規定により費用の返還を命ずるときは、生活保護法第63条返還金決定通知書（別記様式第47号）によるものとする。

（費用等の徴収）

第27条 福祉事務所長は、法第77条第1項の規定により費用の徴収を命ずるときは生活保護法第77条徴収金決定通知書（別記様式第48号）、法第77条の2の規定により費用の徴収を命ずるときは生活保護法第77条の2徴収金決定通知書（別記様式第49号）、法第78条の規定により費用の徴収を命ずるときは生活保護法第78条徴収金決定通知書（別記様式第50号）によるものとする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記
様式第1号（第2条関係）

保 護 台 帳

出力年月日

保護開始年月日

申請日

世帯情報

地区名		地区担当員名		ケース番号	
訪問格付		世帯類型		労働力類型	
併単区分		支給先		費用区分	
緊急連絡先					
世帯主氏名(カナ)	()		電話番号		
居住地					
前住所					
住民票上の住所					
本籍					

保 護 歴	開始年月日	廃止年月日	保護実施機関

世帯構成状況

フリガナ 世帯員氏名	マイナンバー カード	国籍	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	職業		心身 の 状況	医療 他法	国民 年金	備考
								特技	現職				

(社会環境)

地区民生委員

世帯分離の状況

世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	宛名番号	世帯分離日	分離要件	備考

世帯の転入転出者の状況

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	転入・転出原因	転入・転出年月日	住居	家族との関係

住居の状況

住宅	住宅種別		構造	
居住開始日				
契約期間	～			
広さ	延面積		間取り	
宅地面積				
畳数				
固定資産税の減免				
家賃・地代・管理費・共益費	家賃		管理費・共益費	
	地代 年額		地代 月額	
敷金				
更新料				
家主・地主 氏名				
家主・地主 住所				
住宅設備	水道設備		配電設備	
	便所		風呂	
	エアコン設備			
衛生等の状況				
備考				

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積(㎡)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積(㎡)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所 有 者 の 住 所 氏 名	借地料	備考

その他（動産）	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考

負債の状況

債権者	金額	借用年月日	使途	償還期限・方法	備考

恩給年金等受給状況

種別	受給者氏名	裁定日	基礎年金 番号	当初の認定			改定後の認定			終了年月
				受給年月	年額	備考	受給年月	年額	備考	

年金加入状況

種類	対象者	基礎年金 番号	加入歴	加入期間	受給可否	備考

手当受給状況

種類	対象者	記号 番号	申請状況	受給状況	備考

社会保険等の加入状況

種類	扶養者	被扶養者	取得日	喪失日	保険者番号	記号・番号	備考

医療他法状況

対象者	種類	該当要件	医療機関	承認期間開始日	承認期間終了日	備考

手帳交付状況

氏名	種類	交付開始日	有効期限	記号番号	等級	障害名	備考

精神・結核状況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	要介護度	初回認定日	認定有効期間	備考

注 被保険者区分欄は、第 1 号（普通徴収、特別徴収）又は第 2 号の別を記載する。

特別基準設定状況

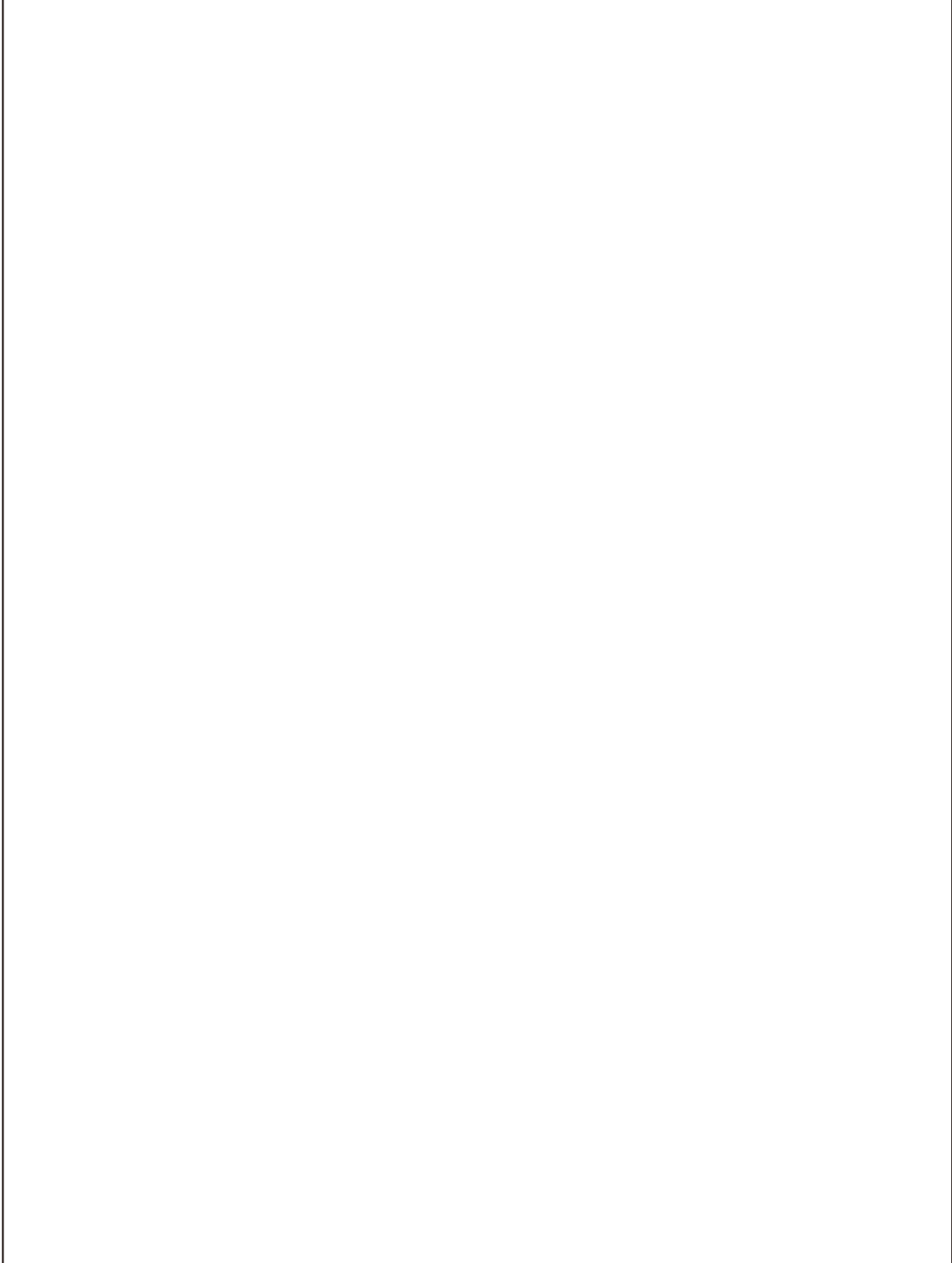
一 時 扶 助				住 宅 費 ・ そ の 他		
給付年月日	種 類	数量	金 額	給付年月日	種 類	金 額

その他

その他

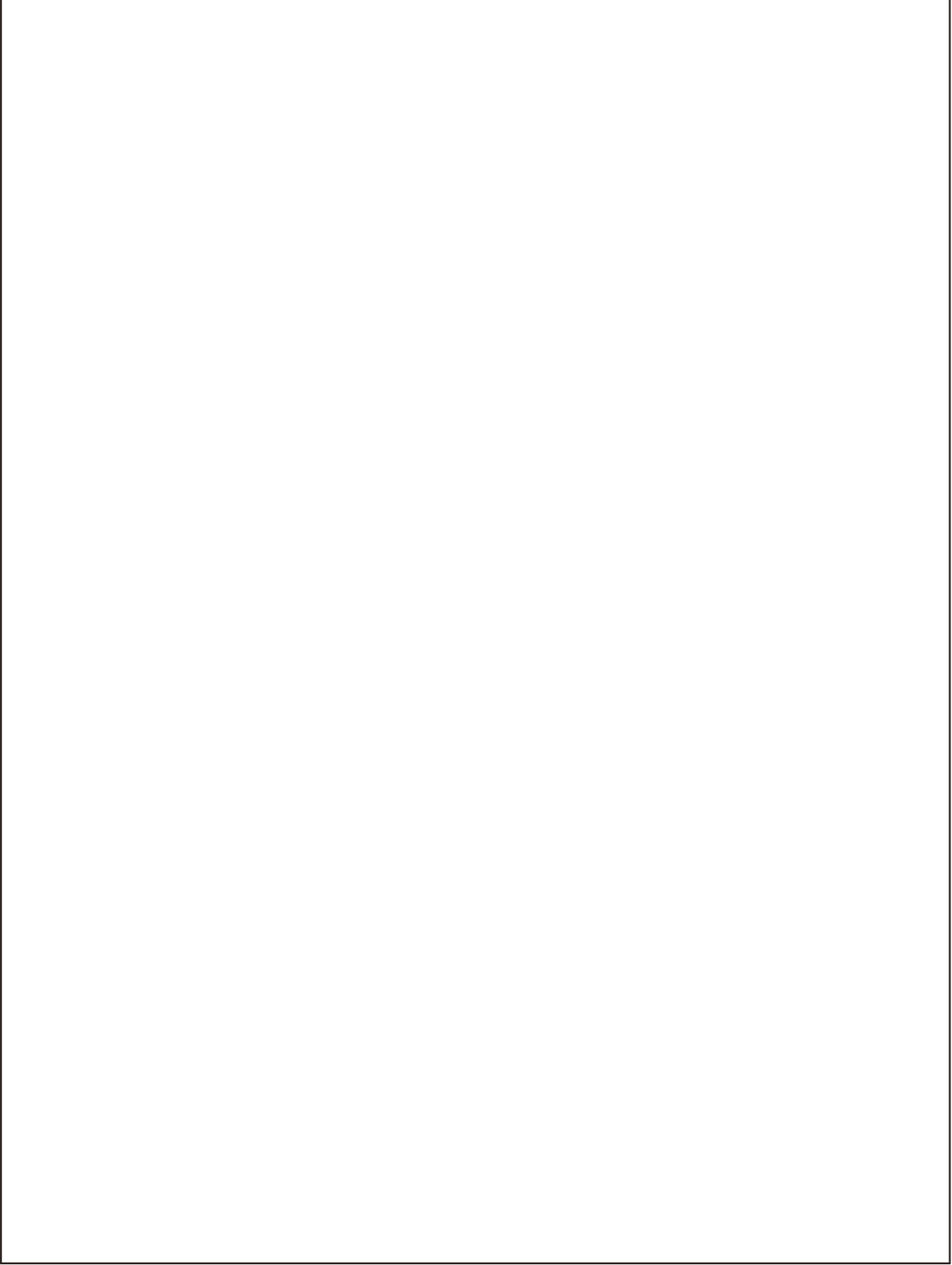
保護台帳 別紙 1

世帯の家系図



保護台帳 別紙 2

住宅付近の略図



間取り図

間取り図

様式第2号（第2条関係）

開始 保 護 決 定 調 書															
ケ ー ス 番 号		世 帯 主 名				世 帯 主 住 所									
費 用 区 分	併 単 区 分	世 帯 類 型	労 働 力 類 型		地 区 名	地 区 担 当 員 名		ケ ー ス 格 付	世 帯 分 離	電 話 番 号					
起 案 日					決 裁 日					変 更 認 定					
決 裁															
保 護 開 始 ・ 変 更 等 の 理 由															
最低生活費認定欄															
名 前	続 柄	性 別	年 齢	基 準		第 一 類 費	経 過 的 加 算 額	加 算		介 護 保 険 料	教 育 扶 助 費 / 生 業 扶 助 費				
				居 宅 / 入 院 ・ 施 設	級 地	冬 季 加 算		加 算 種 類	加 算 認 定 額		学 校	学 年	教 育 費	給 食 費	通 学 費
第 一 類 費 計 (調 整 額)	二 類 居 宅 (調 整 額)	二 類 別 居 (調 整 額)	加 算 額 計 (児 童 養 育 経 過 的 加 算) (母 子 経 過 的 加 算)		冬 季 居 宅 (調 整 額)	冬 季 別 居 (調 整 額)	特 例 加 算 (再 掲)	期 末 居 宅 期 末 別 居	住 宅 費 実 家 賃	事 務 費 追 給 額	最 低 生 活 費 合 計 額				
	一 類 費 に 含 ま ず	一 類 費 に 含 ま ず	() ()												
収入認定内訳欄															
名 前	収 入 金 額 (1)	認 定 期 限	収 入 金 額 (2)	認 定 期 限	収 入 金 額 (3)	認 定 期 限	収 入 金 額 (4)	認 定 期 限	手 持 金	20 歳 未 満 新 規 就 労	実 費 控 除 特 別 徴 収 額	基 礎 控 除 他 控 除	認 定 額		
扶助額決定欄															
過払金収入充当額 * : 他決定で発生 一時扶助内訳欄															
種 類	最 低 生 活 費 認 定 額	収 入 充 当 額	既 支 給 額	今 回 支 給 額	過 払 金 発 生 月	過 払 金 額	充 当 月	充 当 額	名 前	費 目	基 準 額	認 定 額	認 定 期 限	件	
生 活															
住 宅															
教 育															
生 業															
一 時 扶 助 費															
合 計															
本人支払額															
過 払 金 額 (戻 入 金 額)															
今 回 支 給 額									合 計 額						
支給額内訳欄															
支 給 区 分	支 給 方 法	支 払 先 名 称	支 給 金 額	金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	口 座 名 義	支 給 予 定 日	支 給 日	認 定 期 限					
定 例 支 給 方 法															

ケース記録票

[illegible]

別記様式第5号から別記様式第6号までを次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

DV情報等		面 接 記 録 票				起案日 決裁日				
面接年月日					面接員					
受付番号					地区担当員					
要保護者	フリガナ氏名					電話番号				
	住所									
相談者	フリガナ氏名					要保護者との関係				
	住所					電話番号				
世帯構成										
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考
保護歴の有無										
保護歴 1										
保護歴 2										
保護歴 3										
相談経路／内容／理由等										
住居 住居種別／家賃／地代等										
扶養義務者										
氏名（フリガナ）		続柄	住所				電話番号			

資産						
氏名（フリガナ）	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名（フリガナ）	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明					
面接結果					
交付書類	☐ 保護申請書 ☐ 収入申告書 ☐ 資産申告書 ☐ 同意書 ☐ 確認書 ☐ 家賃・間代・地代証明書 ☐ 給与証明書 ☐ 求職活動状況報告書 ☐ 葬祭扶助申請書 ☐ その他				

急迫状態の判断	ライフラインの停止・滞納状況				
	国民健康保険等の滞納状況				

面接員所見					
緊急処理の必要性			申請意思		

備考					
----	--	--	--	--	--

面 接 記 録 票 （ 別 紙 ）

面接年月日		受付番号		
-------	--	------	--	--

様式第5号の2（第2条関係）

相 談 受 付 簿

年	月	日	作成

受付年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

頁

[illegible]

様式第 6 号（第 2 条関係）

保 護 申 請 書 受 理 簿

年 月 日 現在
年 月 日 作成

申請年月日
申請番号

年 月 日 ~ 年 月 日
~

頁

文書收受年月日	文書收受番号	指導員受理年月日 及び受領印	担当員受理年月日 及び受領印	新規変更の別	申請者氏名	処 理 状 況				同一年月日	決裁年月日	施行年月日	摘 要
						開 始	変 更	却 下	その他				

別記様式第13号から別記様式第16号までを次のように改める。

様式第13号（第3条関係）

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 殿
福祉事務所長

福祉事務所
受付日

月 日

年 月 日

住所

氏名

住 宅 補 修 計 画 書

建物の 規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量＝金額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
	見 積 者	見 積 年 月 日	年 月 日			
住 所						
氏 名						

様式第14号（第3条関係）

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

生 業 計 画 書

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものと金額

3 生業の見通し

(1) 収入をあげ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2)から(3)を引いた額

様式第15号 (第4条関係)

住所

年 月 日

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

保護開始(変更・再開) 決定通知書

(年 月 日付けで申請された)生活保護法による保護開始(変更・再開)について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護開始 (変更) (再開)		

2. あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計 (c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代 理納付した金額、または、法第 78条の2に基づく費用徴収額)						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の終結により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 保護費の支払は、毎月5日(当日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合を除く。)です。

問い合わせ先

様式第15号の2（第2条関係）

住所

氏名

様

年 月 日

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

保護停止（廃止）決定通知書

生活保護法による生活保護の停止（廃止）について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

様式第16号（第4条関係）

住所

年 月 日

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

問い合わせ先

別記様式第19号から別記様式第22号までを次のように改める。

様式第19号（第7条関係）

住所
氏名 様

年 月 日 交付

検 診 命 令 書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所

担当医師等氏名
- 4 検診理由
- 5 備 考

（注意）

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先

様式第20号（第7条関係）

年 月 日

検査を依頼する指定医療機関の所在地

名称 院（所）長 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

被（要）保護者の検診について（依頼）

下記の被（要）保護者に対して検診願います。

記

1 検診を受ける者
住所

氏名

生年月日

性別

2 検診日時

3 検診目的

4 備考

問い合わせ先

様式第21号（第7条関係）

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

福祉事務所受理

印

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 （所） 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員

特記事項

※福祉事務所

嘱託医意見

（注意）

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

様式第22号 (第7条関係)

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

福祉事務所
受付日

月 日

検 診 料 請 求 書

年 月 日

医 療 機 関 の 所 在 地

及 び 名 称

院 (所) 長 氏 名

取引金融機関

本支店

フリガナ
名義人

次のとおり請求します。

受 診 者	(満 歳)()		
居 住 地			
請 求 額	診 察 料	点	(検査名等) 自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料 自立支援医療更新料 障害年金診断書料 精神障害者保健福祉手帳診断書料 その他 () (診断書等作成日 年 月 日)
	検 診 料	点	
	文 書 料	円	
合 計	円	円	

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。

問い合わせ先

別記様式第24号及び別記様式第25号を次のように改める。

様式第24号（第9条関係）

年 月 日

住所

氏名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日

調査対象者

住 所

旧住所 1

旧住所 2

旧住所 3

旧住所 4

旧住所 5

氏 名 カ ナ 旧 姓 旧 姓 カ ナ 性別 生年月日

調査事項

現在

（参考）生活保護法
第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。
一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。
第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
一～三 （略）
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
五 （略）
（参考2）生活保護法施行令
第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

問い合わせ先

様式第25号（第10条関係）

年 月 日

住所

氏名 様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）
いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われる
ものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の
決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により
年 月 日 までにご回答下さい。

要（被）保護者

(特記事項)

(参考)

- 生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

別記様式第26号を次のように改める。

様式第26号 (第11条関係)

生活保護費支給内訳書

窗口支払分

年	月	日	支給分
年	月	日	作成

[illegible]

別記様式第40号から別記様式第42号までを次のように改める。

様式第40号（第19条関係）

福祉事務所 受付日	月	日
	年	月 日

就労自立給付金申請書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

☐ 利用する ☐ 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

様式第41号 (第20条関係)

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書													
地 区 名	就労自立番号	ケ ー ス 番 号	世 帯 主 名			支 払 方 法		決 定 内 容		決 定 年 月 日			
起 案 年 月 日	年 月 日		決 裁 年 月 日		年 月 日		発 送 年 月 日						
決 裁													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺 調 書 の と お り 決 定 し 例 文 に よ り 通 知 し て よ い で し ょ う か 。													
決 定 理 由													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄													
NO	名 前	収入認定開始月	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	積立合計額
		年 月											
		年 月											
		年 月											
		年 月											
		年 月											
※ 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。													
積 立 総 額													
世 帯 構 成													
上 限 額													
支 給 額													

様式第42号（第21条関係）

住所

年 月 日

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法
年 月 日
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別扣除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別扣除をしてなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

別記様式第42号の次に次の1様式を加える。

様式第42号の2（第21条関係）

住所

年 月 日

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

就労自立給付金申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金申請は、
次の理由で却下します。

記

1 却 下 の 理 由

2 この通知が申請後14日を経過した理由

（備考）

- （1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2）上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- （3）就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

別記様式第43号から別記様式第45号までを次のように改める。

様式第43号（第22条関係）

福祉事務所
受付日

月 日

進学・就職準備給付金申請書

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長 殿
福祉事務所長

年 月 日

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名 称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)(カ ナ)
口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第44号（第23条関係）

進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 調 書										
地 区 名	進学就職番号	世帯員番号	世 帯 主 氏 名	対 象 者 氏 名	決 定 内 容	決 定 年 月 日				
起 案 年 月 日					決 裁 年 月 日				発 送 年 月 日	
決 裁										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 伺										
調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄										
支給額 円 (進学先または就職先) (進学後または就職後の居住先)										
不 支 給 の 理 由										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日										

様式第45号（第23条関係）

住所

年 月 日

氏名

様

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長
福祉事務所長

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次の
とおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法、通学・通勤区分
支給額 円
支給日 年 月 日
支給方法
通学・通勤区分
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

問い合わせ先

別記様式第47号から別記様式第50号までを次のように改める。

様式第47号（第26条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

西臼杵支庁長

福祉こどもセンター所長

福祉事務所長

生活保護法第63条返還金決定通知書

生活保護法第63条における返還金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 資力発生年月日

2 決定年月日

年 月 日

3 返還の理由

4 返還対象額

円

5 返還控除額

円

6 返還決定額

円

7 返還方法

納付書

8 返還期限

年 月 日

9 債権番号

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（参考）

生活保護法第63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

様式第48号（第27条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

西臼杵支庁長

福祉こどもセンター所長

福祉事務所長

生活保護法第77条徴収金決定通知書

生活保護法第77条における徴収金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 資力発生年月日

2 決定年月日

年 月 日

3 徴収の理由

4 徴収対象額

円

5 徴収控除額

円

6 徴収決定額

円

7 徴収方法

納付書

8 徴収期限

年 月 日

9 債権番号

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県知事を被告として、処分管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（参考）

生活保護法第77条

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

- 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

様式第49号（第27条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

西臼杵支庁長

福祉こどもセンター所長

福祉事務所長

生活保護法第77条の2 徴収金決定通知書

生活保護法第77条の2における徴収金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 資力発生年月日

2 決定年月日

年 月 日

3 徴収の理由

4 徴収対象額

円

5 徴収控除額

円

6 徴収決定額

円

7 徴収方法

納付書

8 徴収期限

年 月 日

9 債権番号

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県知事を被告として、処分管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（参考）

生活保護法第77条の2

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

様式第50号（第27条関係）

年 月 日

住所
氏名

様

西臼杵支庁長
福祉こどもセンター所長
福祉事務所長

生活保護法第78条徴収金決定通知書

生活保護法第78条における徴収金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 不当な手段により保護を受けた期間

2 決定年月日 年 月 日

3 徴収の理由

4 徴収対象額 円

5 徴収控除額 円

6 徴収加算額 円

7 徴収決定額 円

8 徴収方法 納付書

9 徴収期限 年 月 日

10 債権番号

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県知事を被告として、処分管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（参考）

生活保護法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。